

自賠責保険（共済）支払をめぐる争いの申請の受理



提供：国土交通省

紛争処理の状況

	紛争処理件数
平成21年度	770
平成22年度	893
平成23年度	951
平成24年度	894
平成25年度	872

提供：国土交通省

【施策番号7】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備についての検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられる情報を活用して、保険会社の検査・監督を行っている。

【施策番号8】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談あっせん等により被害者等が迅速かつ適切な損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター（<http://www.n-tacc.or.jp/>）に対して支援を行っている。

交通事故の発生から解決までの流れ



提供：国土交通省

平成25年度は、相談所を全国162か所（うち39か所で示談あっせんを実施）、延べ8,720日開設し、4万7,665件の事故相談を無料で受け付けたところである。

無料事故相談の状況

	延べ開設日数	無料事故相談件数
平成21年度	7,846	38,431
平成22年度	7,958	38,173
平成23年度	8,091	39,274
平成24年度	8,168	38,118
平成25年度	8,720	47,665

提供：国土交通省

【施策番号9】

エ 自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対して、「自動車損害賠償保障法」に基づく政府保障事業によって、本来の賠償責任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害のてん補を行っている（国土交通省ホームページ「自賠責保険ポータルサイト」：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>）。政府保障事業における平成25年度の損害てん補件数は1,407件であった。

政府保障事業



提供：国土交通省

(6) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

【施策番号10】

法務省においては、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)に基づき、犯罪被害者等への損害のてん補を図っている。

本制度は、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当など相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給し、当該受刑者が犯罪被害者等への損害賠償等に充当するものである。

この制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得等の冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

(7) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号11】

警察においては、「暴力団員による不当な

行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている(警察庁ホームページ「組織犯罪対策」:<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/index.htm>「平成26年の暴力団情勢」)。

各都道府県警察は、弁護士会、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)と連携するほか、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供、保護対策等の支援を行っている。

平成26年中に警察等が支援した暴力団関係事案に係る援助の措置件数は75件、民事訴訟件数は46件である。

また、都道府県センターにおいては、暴力団による被害の相談活動のほか、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給等も行っている(全国暴力追放運動推進センターホームページ:<http://www.la.biglobe.ne.jp/boutsui/>)。

暴力団関係事案に係る支援状況

	援助の措置件数	民事訴訟件数
平成18年	167	94
平成19年	171	96
平成20年	165	85
平成21年	165	113
平成22年	225	90
平成23年	328	63
平成24年	193	51
平成25年	104	54
平成26年	75	46

提供：警察庁